

第4章 施策の展開・取り組み内容

1

思いやりの心と福祉を支える人づくり



施策1 福祉意識の醸成

人権教育や福祉教育を通じて、思いやりの心や社会奉仕の精神など、地域共生社会実現の基盤となる町民一人ひとりの福祉意識を醸成します。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 インクルーシブ理念※ ¹ と福祉意識の啓発	地域の子どもから高齢者まで共に生きていくことができる社会を実現するため、インクルーシブ理念の理解促進を図ります。	健康福祉課	障がい者理解、普及活動、支援の輪づくりに不可欠である障がい者の理解を正しく学ぶことのできる機会を、自治会や学校等で実施し、理解普及を促進します。		【障基】 【障福】
2 保健福祉に関する学びの場の提供	各種講座やイベントの開催を通じて、地域福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	行政、学校、事業所、公民館等が共同して福祉について知ってもらうイベントを開催し、住民は積極的に参加します。		
3 福祉教育等の推進	児童生徒が友達や地域との関わりを通して、どのような福祉の課題があるかを学び、課題を解決する方法を考え行動する力を養うことで、共に生きる力を育む福祉教育を推進します。また、町内の福祉施設の見学、体験等を通じ高齢者との関わりを深めます。	教育総務課 社会教育課 (社会福祉協議会)	家庭や地域住民の一人として身の回りの人々や地域との普段の関わりの中から福祉を考える機会を設け「ふだんのくらしのしあわせ」を意識づけしていきます。		
具体的な取り組み1					

4 人権教育及び 人権啓発活動の 推進	人権尊重の理念を広め 家庭・学校・地域に定 着する人権教育を推進 します。	住民課 教育総務課	住民が人権問題を自ら の課題として捉え、人 権教育を進める組織や 団体と連携した取り組 みを促進します。		
	お互いの人権を尊重し 合うことの大切さを伝 えるために人権啓発活 動の推進を図ります。	住民課 (人権擁護委員)	国籍、性別、年齢、障 がいの有無、宗教、価 値観などが異なる様々 な環境や背景を持つ 人々が共存し、それぞ れが、自分らしく生き、 能力を発揮できる社会 があることを受入れて、 お互いを尊重し「と もに生きる」意識を育 てます。		

※1 インクルーシブ理念

「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」「すべての人が共生する」という社会政策における理念です。

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【障基】・・・障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり基本計画

【障福】・・・第7期飯豊町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（第3章2）

施策2 社会福祉分野及び地域活動の担い手となる人材育成

社会福祉分野において活躍できる人材づくりを進めるとともに、一人でも多くの町民が地域の支え合いや地域活動に参加し、活躍できるよう育成に向けた各種取り組みを行います。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	介護保険事業、障害福祉サービス事業等において、介護福祉士等が確保できるよう人材養成及び定着のための支援を行うとともに、介護に携わる者が介護の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、キャリアアップに向けた取り組みを推進します。	健康福祉課	行政が行う人材育成及び定着支援制度を積極的に活用します。また、事業者は外国人介護人材を積極的に受け入れるにあたり、飯豊町の風土にあった労働者の確保について関係機関と連携した仕組みづくりを進めます。住民は定住のための支援を検討し実践します。	外国人等 人材確保 の支援及 び研修 事業所等 における ICT・ロボ ット等導 入による 生産性向 上のため の支援拡 充	飯豊町介護 職員初任者 研修受講支 援事業実施 要綱
	認定こども園、学童クラブ等において、保育教諭や放課後児童支援員等を確保するため、人材養成及び定着支援を行うとともに、保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、キャリアアップに向けた取り組みを推進します。	教育総務課	行政が行う人材育成及び定着支援制度を積極的に活用します。また、スタッフについて柔軟な働き方が実現できるよう雇用制度の見直しを図ります。		
2 健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	各種がん検診、特定健康診査の必要性を啓発し、受診率の向上を図るとともに、生活習慣病発	住民課 健康福祉課	地域の集まりの場に参加しない住民に声をかけ合う等、住民同士が互いに見守り寄り添うこ		【健康】 【DH】 【自殺】 【障福】

	症・重症化の予防に向け、丁寧な保健指導を行います。また、こころの健康づくりの充実を図るとともに、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人）の育成に努めます。		とで、いち早く適切な支援に繋がっていきます。また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（メンタルヘルスセルフチェックシート及び訪問支援）を図ります。		
3 社会に貢献できる人材の育成及び講習会等の開催支援	相互の支え合いと秩序ある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、福祉に関心を寄せる人材を育てるために、体験学習・奉仕活動・地域との交流活動等の機会を確保します。また、各種講習会や教室等の住民の参加を通じ、地域の保健福祉にかかわる人材の発掘・育成に努めます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	次世代を担う子どもたちに福祉を身近なものと感じてもらえるよう学校や地域等が連携し体験学習や交流活動等の場づくりを行います。また、子どもと保護者が一緒になって企画やイベントへの積極的参加を促します。		
4 在宅高齢者の食生活支援の担い手養成	食生活に不安のある在宅高齢者等に対して、自立した生活が営めるように支援するため、配食サービスによる支援に加え、総合事業による訪問型サービスの確立を地域の実情に応じて行います。	健康福祉課 (食生活改善推進員連絡協議会)	食生活改善推進員連絡協議会等と連携し担い手の養成を図ります。また、単身高齢者等を対象とした会食形式による企画（会食サービス）を民生委員児童委員協議会、関係団体等と連携して実施します。		【介保】
5 除雪支援の担い手育成	有償ボランティアの仕組みを積極的に導入し、共助組織を増やしてい	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	共助組織が既に存在する地域は、謝金の引き上げに関する検討とあわ		【克雪】

	くことで担い手の確保育成につなげます。		せて後継者の育成に向け地域での広報及び声がけを進めます。共助組織が存在しない地域は、地元自治会等による話し合いを進めるためのニーズ調査、立ち上げ支援を地域支え合い推進員が担います。		
6 介護予防リーダーの養成	地域の高齢者の介護予防体操等、総合事業による通所型サービスの提供を目的として、介護予防リーダーの養成を行います。	健康福祉課	町や社会福祉協議会等が主催する介護予防リーダー研修会へ積極的に参加します。また、地域での介護予防体操（いきいき百歳体操）の普及を図ります。		【介保】
7 認知症サポーターの養成	認知症キャラバンメイトの養成から、認知症サポーターの養成を普及し、認知症について正しい知識を小中学校から各公民館、企業へ拡大していくことを目指します。	健康福祉課 社会教育課 (社会福祉協議会)	小中学校の授業での認知症サポーターの養成講座の開催を進めるとともに地区公民館や企業による養成を関係機関が連携して行います。		

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【健康】・・・健康いいで 21

【DH】・・・第 2 期飯豊町保健事業実施計画（データヘルス計画）

【自殺】・・・いのち支える飯豊町自殺対策計画

【障福】・・・第 7 期飯豊町障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画（第 3 章 2）

【克雪】・・・飯豊町地域安全克雪方針

【介保】・・・第 9 期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

施策3 ボランティア等の社会福祉活動支援

ボランティア団体や活動に対し、情報の入手、活動拠点に関する支援に取り組むとともに、社会福祉法人に対し、公益的活動の促進や人材育成、連携強化に取り組めます。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 ボランティアセンター機能の充実 及び各種ボランティアの養成、活動 継続に向けた支援	ボランティアセンター の設置又はボランティ ア活動を紹介できる体 制の整備に努め、個人や グループだけでなく、地 元企業等に対し活動及 び研修への参加を呼び かけます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	社会福祉協議会及び関 係機関が主催する研修 会等に積極的に参加し ます。		
2 ボランティアグ ループへの情報提 供	ボランティア情報につ いて、ホームページ等 で発信し、住民のボラン ティア活動への参加の機 会づくりを進めます。	社会教育課 (社会福祉協議会)	社会福祉協議会が中心 となってボランティア グループ同士の情報交 換や意見交換の場を作 ります。また、SNS の活 用を通じて、活動の活発 化を図ります。		
3 除雪ボランティ アへの支援	企業の社会貢献、学生の 福祉教育、雪かき体験イ ベント等、積極的に支援 します。また、有償ボラ ンティア共助組織の負 担を軽減するため、社会 福祉協議会を中心とし た町独自の仕組みを導入 します。	健康福祉課 地域整備課 企画課 (社会福祉協議会)	共助組織の代表や関係 機関等で構成する「飯豊 町除雪体制づくりプロ ジェクト会議（令和6年 度設置）」での意見交換 を通じ、行政と一体とな って冬期間の住み良い 地域環境づくりを進め ます。	克雪対 策補助 金によ る継続 支援	【克雪】
4 住民向け福祉 講座、シンポジウ ム等の開催	公的施設の開放と町内 各組織が主催するイベ ント等の事業を組み合 わせ、多世代が集い、交	健康福祉課 社会教育課 企画課 (社会福祉協議会)	地域福祉の担い手の発 掘を目的とした講座や シンポジウム等を社会 福祉協議会等が計画的		

	流を深める事業を支援します。		に開催し、行政と一体となって人材の育成に取り組めます。		
5 民間協力者・功 労者に対する表彰 【新規】	永年率先して活動を行っている方について県知事表彰や県民福祉大会会長表彰等へ積極的に推薦します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	表彰を受けられた方の活動功績や社会的意義について地域住民に広く周知を図ります。		

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【克雪】・・・飯豊町地域安全克雪方針

2

安心を高める仕組みとサービスの基盤づくり



施策1 地域の居場所・活躍の場づくり

地域に愛着を持ち、地域福祉に対する関心を高めることができるよう、子どもから大人まで幅広い町民や当事者同士の交流の場・機会創出に取り組めます。

また、町民一人ひとりが地域の中で役割や生きがいを持って生活できるよう、社会参加に向けた支援を行います。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 交流機会づくり	高齢者や障がいのある方、子育て中の親子などが、地域の人々と気軽に交流できる「地域の居場所」や住民主体の通いの場「いきいき百歳体操」など、地域における交流の機会づくりを推進します。	健康福祉課 教育総務課 社会教育課	障がい者理解、普及活動、支援の輪づくりに不可欠である障がい者の理解を正しく学ぶことのできる機会を、自治会や学校等で実施し、理解普及を促進します。		【障福】
2 民生委員児童委員の活動支援	役割負担の軽減や活動しやすい環境づくり等の支援を行うとともに、関係行政機関と連携を強化します。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会)	単身高齢者の見守りなど民生委員の活動に対し住民も必要な協力をを行います。		
3 自治組織（集落）の活動支援	住民自治組織による自発的な活動や取り組みを積極的に支援します。	総務課 (社会福祉協議会)	住民自治組織の活動やイベントに対し、近隣同士の声がけなどを通じ積極的な参加を促します。		
4 社会福祉法人による「地域におけ	社会福祉を目的とする多様なサービスの振	健康福祉課 (社会福祉法人連絡会)	RAN伴などをはじめとする福祉イベントの		社会福祉 法第24条

る公益的な取り組み」の推進	興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現に向けた検討を行います。		企画実施を行います。 ※RAN 伴・「タスキをつなぐ」という非日常的な体験・出会いから、認知症の人と一緒に誰もが暮らしやすい地域づくりを提案する全国キャラバン。		第2項
5 老人クラブやサロン、いきいき百歳体操への活動支援	老人クラブ育成支援やいきいき百歳体操への立ち上げ支援・継続支援を行います。	健康福祉課	自治会等と連携した老人クラブへの加入促進及びいきいき百歳体操の取り組みを推進します。		【介保】
6 地域住民等が集う交流拠点の整備 【新規】	高齢者や障がい者、子育て中の親子など様々な方が集まり、夏や冬も快適に活動できるよう、公民館の環境整備に努めます。	企画課 社会教育課	高齢者のサロン活動や地域イベントなど交流拠点の有効活用を図ります。	冷暖房設備改修等のリフォーム支援	
7 子どもの遊び場の確保 【新規】	遊休施設等を活用した遊び場の整備を行い、最寄りのお出かけスポットなどについて SNS を活用しながら子育て世代に広く情報提供して行きます。	企画課 社会教育課	関係団体との連携を図り、子どもと保護者・地域住民に対して、安全で楽しく利用するための安全確保について普及啓発を行います。		
8 シニア男性の社会参加のための企画開発 【新規】	多様な世代が相互に交流し、属性や性別によらずに地域の活動に参画できる環境を整えます。	社会教育課 健康福祉課 企画課	「健康マージャン」等高齢男性をターゲットとした企画を取り入れた新たな通いの場づくりを行います。		

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【障福】・・・第7期飯豊町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（第3章2）

【介保】・・・第9期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

施策2 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

住民や地域の各種団体、関係機関など、多様な主体が連携して地域を支える仕組みの整備を図ります。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 飯豊町社会福祉協議会との関係強化、活動支援	飯豊町社会福祉協議会との連携・協働を進化させることにより、地域福祉の推進を図ります。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	社会福祉協議会を核として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進します。		
2 介護サービスの質の向上	サービス提供事業者の更なる資質の向上を図るため、研修や資格取得を事業者奨励します。また、利用ニーズに合った受け入れ態勢への支援を進めるとともに事業者指導を実施します。	健康福祉課	事業者は要介護者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、サービスの質の評価を行うことなどにより、常にサービスを受ける者の立場に立ってサービスを提供します。		
3 障がいのある方の就労後の支援体制の整備	障がい者の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	健康福祉課	障がい者理解、普及活動、支援の輪づくりに不可欠である障がい者の理解を正しく学ぶことのできる機会を、自治会や学校等で実施し、理解普及を促進します。		【障福】
4 農業と福祉の連携による障がいのある方の社会参加の推進	農業と福祉が連携し、障がいのある方の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいの	農林振興課 健康福祉課	町内等の農業事業者による障害者雇用、障害者就労継続支援事業所等による農業参入や作		【県障】

	創出と、社会参画を実現する取り組みを推進します。また、就労継続支援A型事業所※ ¹ の立ち上げ支援など障がいのある方が町内で活躍できる環境づくりを進めます。		業受託などについて、検討します。		
5 高齢者等の住の確保に関する支援	住宅の老朽化等に伴い低所得のため改築費用が捻出できない世帯が、安心して住まいを確保できるよう支援を検討します。	地域整備課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は空き家活用を含めた住まい提供を行います。		【住基】
6 買い物弱者等への支援	生活に必要な買い物をすることが難しい方に対し、移動を支援する仕組みづくりに加え移動販売の充実など在宅でも必要なものが購入できるサービスの充実を図ります。	商工観光課 住民課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	地域と事業者との協働により買い物代行や宅配サービス、移動販売等、低所得の方でも利用できるサービスや社会資源を構築します。また、新たに有償ボランティアの仕組みづくりを検討します。		【交通】
7 生活支援サービスの体制整備	生活支援の基盤整備のため、地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及びスキルアップを図り、新たなサービスの創出・ネットワーク構築を図ります。障がいの生活者を支援する機能の集約を行う「地域	健康福祉課 社会教育課 (社会福祉協議会)	在宅での生活を総合的に支援する観点から、町、関係機関、地域住民との適切な連携・調整を図りながら各地区公民館を拠点として地域での支え合いの取り組みを推進していきます。		【介保】 【障福】

	生活支援拠点」を令和8年度末までの間に西置賜地域で1つ以上確保します。				
8 家族介護者等への支援	在宅で介護されている方へ、介護に関する研修会の開催や介護者間の情報交換、リフレッシュの機会を設けることで、身体的・精神的及び経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	在宅で介護を行っている方を地域で支え合う環境づくりを進めるとともに家族介護教室への参加及び各種支援制度の活用を促します。		【介保】
9 冬期間の安全・安心な暮らしを実現するための除雪体制整備	冬期間において子どもから高齢者まで安心して外出等が行えるように、車道・歩道の公的機関による除雪体制の強化を図ります。特に、児童が安全に登校できるようにグリーンベルト部分の除雪に対応します。	地域整備課	地域において、住民が協力して一緒に家屋やその周辺、歩道や生活道路等の公共空間、公民館等の地域共有の施設などの作業を行う地域除雪活動について検討します。		【克雪】
10 除雪が困難な世帯に対する支援拡充	道路から玄関までの距離が長く諸事情により宅道除雪ができない高齢者又は障がい者世帯に対し必要な支援を拡充します。	健康福祉課 地域整備課	宅道除雪事業の受託を受ける各地域除雪隊における後継者の養成に取り組みます。		【克雪】 ※飯豊町地域支え合い除雪事業実施要綱
具体的な取り組み2	民地の屋根雪降ろしや敷地内除雪が困難な世帯及び非課税世帯等に対し除雪ヘルパーを派遣するなど支援の拡充を図ります。	健康福祉課	関係機関が連携し除雪ヘルパー派遣事業及び除雪費支給事業の活用を図りながら、地域の除雪ニーズの掘り起こしを行います。		【克雪】 ※飯豊町除雪ヘルパー派遣事業・除雪費支給事業実施要綱

	様々な支援策や取り組みでは補えない除雪の困難や負担を補うため、有償ボランティアの制度を積極的に導入し社会福祉協議会を中心として町独自の仕組みづくりを進めます。	健康福祉課 地域整備課 (社会福祉協議会)	社会福祉協議会等が自治会や自主防災組織関係者に対し有償ボランティアの活動事例や有用性を伝えながら除雪ボランティア活動の活性化を図ります。また、大雪の際、世帯の増大する除雪費用の一部を補填するため対象者を限定した共済制度（豪雪保険）の導入について保険会社等と検討します。		【克雪】 ※飯豊町有償ボランティア支援事業実施要綱
11 地域活動の活性化と地域、学校、行政による協働した取り組みの推進	「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を通じて地域・学校・行政が一体となったイベントなどの取り組みを進めます。	社会教育課 教育総務課 健康福祉課 企画課	地域の特色を生かした地域学校協働事業に高齢者など地元住民が関わる機会を多く創出します。	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金による支援の継続	
12 高齢者等の就労に関する支援の拡充 【新規】 具体的な取り組み3	シルバー人材センターへ事業への協力を行うとともに、地元企業に対し高齢者の働く場の確保に向けてシニア求人への理解を呼びかけます。また、社会福祉協議会が就労に関する困りごとを抱えている方の相談に応じ、関係機関と連携し就労への後押しができるような新たな支援を行ううえで「無料職業紹介事業」	商工観光課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	地元企業等は、シニア人材の活用を意識した新たな体制や雇用制度づくりを進めます。 地元住民は、定年後も就労が計画的に行われるように人生設計や体力づくりを行います。		

	の立ち上げを検討します。				
--	--------------	--	--	--	--

※¹ 就労継続支援A型事業所

障がいや難病などのある人が、一般企業での就労が難しい場合に、雇用契約に基づいて働くことができる障害福祉サービスであり、最低賃金以上の給与が支払われることや職業体験や訓練、就労に必要な能力の習得など、一定の支援を受けることができるのがB型との違いになります。

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【県障】・・・第6次山形県障がい者計画

【障福】・・・第7期飯豊町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（第3章2）

【介保】・・・第9期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【住基】・・・飯豊町住生活基本計画

【交通】・・・山形県地域公共交通計画（飯豊町版）

3

住み続けたいと思える生活環境づくり



施策1 地域住民に対する相談支援体制の整備

子どもから大人まで複雑化・複合化する福祉ニーズに対し、相談を受け入れ、コーディネートできる機能の充実に取り組むとともに、面談や電話だけでなくメール・SNS など多様な相談に対応できる相談窓口の機能強化を行います。

また、住民に対しわかりやすい相談窓口の周知を図るため、暮らしに役立つ情報を掲載した飯豊町「くらしの便利帳」への掲載などによる広報を行います。

事業名	飯豊町の取り組み内容	主担当	地域や住民が取り組む内容	国等へ要望等	関連計画
1 健康の自己管理に向けた普及啓発の充実と支援の強化	自分の健康は自らが守るという意識の普及・啓発を図るとともに、健康教室・健康相談等を実施します。	健康福祉課	多くの住民が健康教室に参加することで自分に合った生活習慣を確立します。		
2 民生委員児童委員の適正配置	民生委員児童委員は、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、適正配置に引き続き努めます。	健康福祉課	委員のなり手不足対策として役割の負担軽減を図り仕事と民生委員活動の両立していくための仕組みづくりについて民生委員児童委員協議会及び関係機関が一体となって話し合いを行います。		
3 相談実施体制の充実	要介護者や家族等からの相談に対し、公的機関や専門機関、民生委員児童委員と連携し、相談支援体制の強化に努めます。	健康福祉課 (地域包括支援センター) (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課(地域包括支援センター)」や「福祉総合相談窓口」等へのつながぎを行います。		【介保】

	障がい当事者や家族等からの相談に対し、公的機関や専門機関、民生委員児童委員と連携し、相談支援体制の強化に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課(福祉室)」や「福祉総合相談窓口」等へのつながぎを行います。		【障福】
	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康福祉課	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課」等へのつながぎを行います。		
	子育てに関する情報提供を充実させるとともに、総合的な相談窓口の充実に努めます。	教育総務課 健康福祉課	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課(こども家庭センター)」等へのつながぎを行います。		
	出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊産婦からの相談体制の充実に努めます。	健康福祉課 教育総務課	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課(こども家庭センター)」等へのつながぎを行います。		
4 ひとり親家庭の相談・支援充実	様々な問題や不安を抱えやすい、ひとり親家庭の不安を解消するため、各関係機関と連携を深めながら相談・支援の充実に努めます。	健康福祉課 (こども家庭センター※1) 教育総務課	住民同士で援助や支援が必要な方の早期発見に努め、「健康福祉課(こども家庭センター)」等へのつながぎを行います。		
5 妊娠前の健康管理の相談・支援の充実 【新規】	妊娠前の健康管理等のご相談には随時対応します。	健康福祉課 (こども家庭センター※1) 医療機関(産婦人科)	妊娠に関して不安がある方については、産婦人科への相談を促します。		

6 妊娠期からの 相談体制の充実 【新規】	妊娠届時、妊娠 8 か月時、出産後に保健師と関わる機会を設け、それ以外でも適宜対応します。また、新たに出産に伴う経済的負担の軽減措置を検討します。	健康福祉課 (こども家庭センター※1)	思いがけない妊娠等、出産・育児に悩む母親に対し家族や住民同士で見守り、産婦人科、助産師及び保健師への相談を促します。		
7 障がい者の地域生活支援拠点の整備	障がい者の重症化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域で障がい児やその家族が安心して生活するための地域生活支援拠点等の整備を令和 8 年度末までの間に西置賜地域で 1 つ以上確保します。	健康福祉課 教育総務課	障がいを持つ方の暮らしづらさについて、自分が暮らす地区内に目を向け、町が開催する協議会等へ意見を発信するほか、支援ネットワークづくりに協力します。		【障福】
8 在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療機関や介護事業所のリストを作成し、連携のために活用します。	健康福祉課 国保診療所	在宅医療・介護連携推進室の相談窓口を効果的に活用します。		【介保】
9 包括的相談支援事業	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供を行います。また、地域の民生委員児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。	健康福祉課 (福祉事務所(県)) (置賜成年後見センター) (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	住民同士が課題を抱えた人や世帯に気づき確実に関係機関につなぎます。また、社会福祉協議等が実施する必要な社会資源づくりに参加協力します。		【介保】
10 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター及び職種ごとのグループによる合同研修や勉強会を定期的を開催し、職員の資質向上を図り	健康福祉課	最近の町内高齢者の意識調査で、地域包括支援センターの認知度は 65 歳以上の 6 割にとどまっているため、当セ		【介保】

	ます。また、地域包括支援センターの評価の実施について検討します。		ンターの名称・役割を住民同士で広めていきます。		
11 アウトリーチ等を通じた継続的支援 【新規】	性別・年齢・障がいの有無を問わず、主に孤独・孤立化の可能性のある方に対し、健康福祉課及び社会福祉協議会の職員が訪問により困り感の把握に努め、必要時は制度・サービスにつなぎ、町民の安全・安心を確保します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	必要な支援が届いていない人に支援を届けられるよう、社会福祉協議会等の支援機関とのネットワークの構築に協力します。		
12 住宅確保等、住まいに関する相談・支援 【新規】	令和 6 年度から地域整備に新設された「住宅政策室」にて、町営住宅や定住促進住宅、宅地分譲、空き家バンク、リフォーム支援等、住まいに関する相談等の支援を行います。また、令和 7 年度から生活困窮者の自立相談支援機関内に設置される「住まいの総合相談窓口※ ² 」にて、住宅確保要配慮者及び生活困窮者を対象とした居住支援を行います。	地域整備課 健康福祉課 (社会福祉協議会) (福祉事務所(県))	どこに相談したら良いか分からない等の「住まいに関する悩み」を持つ方に対し、適切に地域整備課（住宅政策室）又は社会福祉協議会（住まいの総合相談窓口）へのつなぎを行います。		【住基】
13 終活勸奨及び支援 【新規】	自分の思いが反映された終末期を迎えられるよう、エンディングノート※ ³ の普及等に努めます。	健康福祉課	町等が行う終活に関する取り組みに積極的に参加します。		

※¹ こども家庭センター

「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、妊産婦やこども、子育て家庭を包括的に支援する相談機関です。統括支援員のマネジメントの下、保健師や栄養士、保育士、子ども家庭支援員などの専門職が相談に応じ、悩みに寄り添いながらサポートします。さまざまな子育て支援の情報提供や、相談内容によっては、関係機関と連携するなどして継続的な支援を行っていきます。

※² 住まいの総合相談窓口

生活困窮者自立支援法の改正により、法律上の定義に「居住の支援」が明記されたことを受けて、令和7年4月から自立相談支援機関内（本町の場合は、社会福祉協議会）に設置されることになった。生活困窮者に限らず、住まいに課題のある方からの相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援につなぐ役割がある。

※³ エンディングノート

自分や家族が亡くなった場合や意思疎通が難しくなった場合に、必要な情報を残しておくことで、家族の負担を軽減したり、自分の希望を伝えたりすることができる重要な役割を果たします。「葬儀やお墓に関すること」「財産相続に関する意思」「医療や介護に関する希望」「預金など資産の状況」「家族に対する思い、気持ち」などを記載することで家族がスムーズに対応できるようにするだけでなく、自分自身にとっての安心にもつながります。

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【障福】・・・第7期飯豊町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（第3章2）

【介保】・・・第9期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【住基】・・・飯豊町住生活基本計画

施策2 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

子どもから大人まで町民が必要な支援を適切に利用することができるよう、サービス内容や制度の周知・普及に努めるとともに、サービスの充実や質の向上を図ります。

また、住民に対する情報提供のあり方としては、積極的な ICT 活用とあわせて、その対象によっては従来からの回覧板等の活用も取り入れるものとします。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主 担 当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 疾病の早期発見、生活習慣病予防	疾病の早期発見と生活習慣病予防のために、定期的な健康診査受診の周知等に努めます。	健康福祉課 住民課	住民同士で健康診断や特定健診等、各種健診の受診を呼びかけます。		【健康】 【DH】
2 住民による食育の推進	関係機関との連携を深め、地域に根差した食育活動が推進できるように努めます。	農林振興課 健康福祉課 教育総務課 商工観光課 (食生活改善推進員連絡協議会)	関係機関と連携して地域で健康フェスタや体験教室、食育講演会、食育フォーラム等の主催又は協力を行います。		【食育】 【健康】
3 保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	住民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	健康福祉課	予防接種など制度の周知が行き届かない心配がある方に対し、地域住民や関係機関等が連携して対応できているかの確認を行います。		
4 障がい福祉に関する制度及び障がい者差別解消条例の周知・普及	住民が障がい福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むようガイドブックの製作など、これらの周知・普及に努めます。	健康福祉課	民間事業者における「合理的配慮の提供」など地域社会の中で制度への理解を高めるための取り組みを推進します。		
5 障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮の促進	障がいのある児童生徒が、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、他の子どもと	教育総務課 健康福祉課 (こども家庭センター ^{※1}) 社会教育課	身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けて、特に中高年層に対し時代の移り変わりの		

	等しく教育を受けることができるよう、合理的配慮にかかる理解を進め、教育環境の整備を推進します。		中での教育環境の変化について理解づくりを進めます。		
6 福祉サービス情報の開示	契約制度の中で、事業者情報が利用者の自己選択に役立つよう、「介護サービス情報の公表」をはじめ、公開されている情報の周知を図ります。	健康福祉課	適切な福祉サービスの利用を図るためにサービス情報公開制度を活用します。		
7 デマンド交通システムの充実 【新規】 具体的な取り組み4	町民へのサービス提供を通じ、運行課題や利用者の傾向把握に努め、運行委員会等での議論を深めながら利用しやすい環境の整備に努めます。また、7年度は、ほほえみカーをさらに知ってもらうための取り組みとして「乗車体験ツアー」「出前型乗り方教室」を実施します。	住民課 (社会福祉協議会)	高齢者の方は、ほほえみカーへの理解を深めるため、お試し乗車体験会等に積極的に参加します。	地域公共交通関係補助制度の充実	
8 免許返納者及び移動困難者に対する適切な交通サービスの提供	高齢ドライバーによる交通事故が社会問題化するなかで様々な特典が受けられる運転免許自主返納支援事業の内容を町民に周知します。また、運転免許返納者を含む交通弱者（高齢者や障がい者等）に対し、デマン交通システムによる適切なサービスの提供に努めるとも	住民課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	ほほえみカーへの単独乗車が難しい方を支援するために設けられた添乗員付き運行便を有効に活用します。また、ほほえみカーの利用が出来なくなった方等は、住民同士で「健康福祉課」「社会福祉協議会」へのつなぎを行います。	自動運転事業関係補助制度の充実	

	に、福祉車両による利用が必要な方の外出を支援するため、福祉タクシー券交付事業や福祉有償運送サービスの利用に関する適切な情報提供に努めます。その他、自動運転による新たな移動手段の導入について検討します。				
9 情報機器の活用促進	年齢や障がいの有無に関係なく、全ての住民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知に努めます。	企画課 健康福祉課	障がいの有無に関係なくパソコンに詳しい住民は、障がいのある人に ICT 機器の操作についての支援するパソコンボランティアに挑戦してみます。		
10 サービス提供の充実	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、質の高いサービスを受けることができるよう介護サービスの基盤整備とサービス提供事業者への必要な支援に努めます。	健康福祉課	事業所と地域住民との交流を通じて施設の認知度アップにつなげるとともに地域資源を活用することによりサービスの質の向上を図ります。		
	障害福祉サービスの充実のため、サービス提供事業者への必要な支援に努めます。	健康福祉課	事業所と地域住民との交流を通じて施設の認知度アップにつなげるとともに地域資源を活用することによりサービスの質の向上を図ります。		
11 出産・子育て情報の提供	妊娠届時・妊娠 8 か月時・出産後・乳幼児健診時等で子育て情報をお	健康福祉課 (こども家庭センター ^{※1}) 教育総務課	町のデジタル母子手帳へ登録し、赤ちゃん訪問や赤ちゃんサロン、		

	伝えます。また、デジタル母子手帳を導入し、町からの情報や育児コラムを通じて育児を支援します。		産後ケア事業等を効果的に利用します。		
12 生活困窮者自立支援事業	経済的困窮等の困難を抱える生活困窮者の社会的自立を促すため、各関係機関と連携を深めながら相談・支援の充実に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (福祉事務所(県))	住民同士で生活に困窮する住民を社会福祉協議会につなげるとともに地域で働く場や参加する場を創出するなど「生活困窮者支援を通じた地域づくり」に協力します。		
13 ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定を図るために必要な支援を提供し、自立に向けてハローワーク等の関係機関と連携した支援に努めます。	健康福祉課 (こども家庭センター※1) 住民課 教育総務課 商工観光課	困窮世帯やひとり親家庭を対象としたフードバンクへの協力を行います。また、社会福祉協議会が中心となり、ひとり親やその子どもたちとボランティア等が集まり一緒にご飯をつくる・食べる・楽しい時を過ごす・時には困りごとの相談にのる事業(対象者限定型:子ども食堂)の立ち上げを検討します。		
14 子育て支援サービスの推進	育児支援等の新しいサービスとして子育て世帯訪問支援事業を実施しています。また、新たに赤ちゃんのおむつ用品支給等の事業を検討します。	健康福祉課 (こども家庭センター※1)	子育て世帯が地域から孤立化しているという課題に対応するため子育てサロン等の活動を推進します。		

15 切れ目のない在宅医療と介護サービス提供体制の構築と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。また、デジタル技術を活用した新たな地域医療の構築を図ります。	健康福祉課	住民の在宅医療・介護連携の理解を促進するための普及啓発等の取り組みに協力します。		【介保】
16 認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症又は認知症の疑いがある方を対象に、適切なサービスの安定的利用につなぐ支援を行います。	健康福祉課 (認知症疾患医療センター)	専門職で構成された認知症初期集中支援チームの訪問に協力します。		【介保】
17 罪を犯した人への社会復帰への取り組み	犯罪を犯した人あるいは非行のある少年を改善・更生するため、保護司又はその関係団体との連携を密にして社会復帰への支援を行います。	住民課 教育総務課 (保護司)	地域社会とつながることができず、孤立してしまい、結果として犯罪を繰り返してしまうことが無いように、地域や関係機関が連携してつながります。		
18 ヘルプマークを活用した障がいのある方等への配慮の促進	障がいのある方や難病患者、妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで援助を得やすくするための「ヘルプマーク」の普及を進めます。	健康福祉課 (身体障がい者福祉協会)	身に着けた住民を見かけた場合は、思いやりのある行動を心がけることが住民の役割であることを普及させます。		
19 DV等の被害にあった方への対応	DV 被害者については、迅速かつ安全な保護のため、「DV 被害者等緊急	健康福祉課 住民課	DV 被害者が安心して地域で暮らせる社会、自立して暮らせる社会		【犯被】 ※DV 被害者等緊急避

	避難支援要綱」に基づき援助を行います。DV 被害者の個人情報の適切な保護並びに関係機関との連携による自立支援を図ります。		の実現を目指して DV の早期発見と予防のための啓発活動に協力します。		難支援要綱
20 社会を明るくする運動を通じた理解促進と保護司会との連携 【新規】	犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で協力しながら犯罪のない安全で安心な明るい地域社会を築きます。	住民課	犯罪や非行のない地域社会を築くために、住民が力を合わせ、理解を深め、行動する運動に協力します。		
21 児童発達支援センターとの連携 【新規】	障がい児への重層的な地域支援体制を構築し、地域の児童発達支援センターと連携し、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築します。	健康福祉課 教育総務課	障がい児を地域で支えるために地域住民が障がいに対する正確な知識と理解を促進するための取り組みを行います。		【障福】
22 ヤングケアラー対策事業 【新規】	ヤングケアラーについての実態を把握し、早期に発見して適切な支援につなげるため、福祉、介護、医療、教育などの関係機関の連携を図ります。	健康福祉課 (こども家庭センター※1) 教育総務課	社会的認知度の向上につなげるため、民生委員児童委員等による実態把握を通じ、地域の関係機関・団体等で支援できる取組みを検討します。		
23 外国人及び移住者への支援 【新規】	必要な情報にいつでも誰もがアクセスできるような環境整備に努め、きめ細やかで寄り添った支援を行います。	企画課 社会教育課	移住後の生活の不自由が解消できるように、生活上の心配事を聞くなど暮らしの助言などのサポートを「移住・定住コンシェルジュ」等と連携して近隣住民が出来る範囲で行います。	山形県移住世帯向け食の支援事業の支援拡充	

24 困難な問題を抱える女性への支援 【新規】	女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化しています。困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行います。	健康福祉課 (こども家庭センター※1) (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	地域における生活再建等の自立支援など、地域の特色を生かした活動により、行政のみでは対応が行き届きにくい支援を民生委員及び社会福祉協議会が中心となって実施します。		【女性】
25 住まいのバリアフリー化等の推進	高齢者や障がい者等が住宅をバリアフリー化するための住宅改修費の一部補助など必要な支援を行います。	健康福祉課 地域整備課	バリアフリー化の理念や必要性に対する関心と理解を深め、公的な「介護保険制度」や「減税制度」などを活用し高齢者や障がい者が安全に暮らせる住環境を整備します。		【介保】 【障基】

※1 こども家庭センター

「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、妊産婦やこども、子育て家庭を包括的に支援する相談機関です。統括支援員のマネジメントの下、保健師や栄養士、保育士、子ども家庭支援員などの専門職が相談に応じ、悩みに寄り添いながらサポートします。さまざまな子育て支援の情報提供や、相談内容によっては、関係機関と連携するなどして継続的な支援を行っていきます。

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【健康】・・・健康いいで21

【DH】・・・第2期飯豊町保健事業実施計画（データヘルス計画）

【女性】・・・山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画

【自殺】・・・いのち支える飯豊町自殺対策計画

【障基】・・・障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり基本計画

【障福】・・・第7期飯豊町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（第3章2）

【犯被】・・・飯豊町犯罪被害者等支援推進計画

【介保】・・・第9期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【食育】・・・第3期飯豊町食育・地産地消推進計画

施策3 権利擁護や成年後見制度の推進

認知症や知的・精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や暮らし、権利を守り、適切なサービス利用ができるよう、成年後見制度の利用促進に努めます。

また、児童、高齢者、障がい者等における権利を保障するとともに、虐待の防止や早期発見、早期対応に向けた体制の強化に取り組みます。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 権利擁護の推進 具体的な取り組み5	誰もが人権を尊重し合い、尊厳を持って安心して暮らせるよう、置賜成年後見センター及び飯豊町社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の利用促進を図っていきます。また、身寄りがいないなど、経済的負担が難しい町民に対しては、審判申し立てに加えて、後見人報酬の費用助成を制度化します。（市町村申し立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進、権利擁護支援の行政計画等の策定推進（本計画）、不正防止の徹底と利用しやすさの調和）	健康福祉課 住民課 （社会福祉協議会） （置賜成年後見センター）	権利擁護支援事業としての、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるように、地域の関係者、関係機関の協働により権利擁護を推進します。		※1 飯豊町 成年後見制度における 町長申し立てに係る要綱 ※2 飯豊町 成年後見制度利用支援 事業実施要綱
2 成年後見制度の利用のための支援強化及び普及	置賜成年後見センター及び飯豊町社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用を促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護について	健康福祉課 住民課 （社会福祉協議会） （置賜成年後見センター）	飯豊町社会福祉協議会による法人後見実施とあわせて権利擁護支援等の担い手の確保及び市民後見人の育成等を推進します。		【介保】

	ての契約等の法律行為をする際に、保護・支援を行います。飯豊町社会福祉協議会においては親族がいない、経済的事情で支援が困難な方を支援するために法人後見を受任できる体制をつくります。				
3 高齢者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため各関係機関との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	健康福祉課 (警察署)	事業所や民生委員、地域福祉推進委員等との連携を強化し虐待防止・早期発見に努めます。		
4 障がい者虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	障がい者などの虐待や家庭内暴力の防止、早期発見、早期対応のための体制の整備強化に努めます。	健康福祉課 (警察署)	事業所や民生委員、地域福祉推進委員等との連携を強化し虐待防止・早期発見に努めます。		
5 児童虐待の防止や対応に向けた体制等の整備	増加する虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	教育総務課 健康福祉課 (こども家庭センター^{※1}) (児童相談所)	学校や民生委員、地域福祉推進委員等との連携を強化し虐待防止・早期発見に努めます。		
6 いじめ、虐待等の被害にあった子ども等へのケア	いじめ、虐待等の被害に遭った子どもに対し、カウンセリング等の支援を行います。また、学校や児童相談所、医療機関、家庭等と再発防止に向けた連携を強化します。	教育総務課 健康福祉課 (児童相談所) (医療機関) (人権擁護委員)	子どもの SOS を的確にキャッチするため SNS 等を活用した適切な相談窓口の普及に努めます。また、人権擁護委員が相談を受け、被害児童の救済対応を行います。		

7 性的マイノリティに対する理解促進 【新規】	理解増進に向けた住民向けの普及啓発やトラブルが生じた場合における相談窓口の情報提供に努めます。	企画課 住民課	性的マイノリティへの「差別」をなくし、当事者を孤立させないようにするための普及啓発を行います。	国民の理解の増進に関する施策の推進	
----------------------------	---	------------	---	-------------------	--

※1 こども家庭センター

「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、妊産婦やこども、子育て家庭を包括的に支援する相談機関です。統括支援員のマネジメントの下、保健師や栄養士、保育士、子ども家庭支援員などの専門職が相談に応じ、悩みに寄り添いながらサポートします。さまざまな子育て支援の情報提供や、相談内容によっては、関係機関と連携するなどして

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【介保】・・・第9期飯豊町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

4 防犯・防災に強いまちづくりの推進

安心・安全なまちづくりを推進するため日常的な見守り・支援の環境整備を図ります。また、災害時におけるボランティア活動の推進に向け、社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの設置運営を行うとともに、民生委員児童委員や社会福祉法人等との連携により、災害時の連携体制を強化します。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 安否確認による安心なまちづくり	単身高齢者世帯等に対し、定期的な見守り支援を含めた安否確認に係る対応を町内の事業者や民生委員、関係機関及び飯豊町社会福祉協議会と連携・協力し安心・安全なまちづくりを進めます。	健康福祉課 (自治組織) (社会福祉協議会) (郵便局) (民生委員児童委員協議会)	民生委員が中心となって支援を必要とする世帯を「健康福祉課（地域包括支援センター）」へつなぎます。		飯豊町安心生きがい訪問事業実施要綱
2 緊急時対応による安心なまちづくり	単身高齢者世帯等に対し、見守り機能を搭載した通報装置を貸与し、緊急時の通報対応及び関係機関への連絡等を通じて生活不安の解消に努めます。	健康福祉課 (自主防災組織) (社会福祉協議会) (消防署) (警察署)	民生委員が中心となって支援を必要とする世帯を「健康福祉課（地域包括支援センター）」へつなぎます。		飯豊町緊急通報装置機器貸与要綱
3 地域住民等との協働による安心・安全なまちづくり	住民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察及び関係機関等と連携し町内パトロール等を実施し、安心・安全なまちづくりを進めます。	住民課 (自治組織)	子どもたちの登下校時の見守りや美化清掃等の地域環境の改善、防犯パトロール等を住民のボランティアが活躍します。		
4 薬物乱用防止の推進	薬物乱用防止を推進するため、ポスター掲示や各種イベントでの啓発を行います。	健康福祉課 (保健所)	薬物乱用を許さない社会をつくり、青少年を薬物乱用から守るための啓発を行います。		
5 公共施設等のバリアフリー化の推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー	各施設管理所管課	車いす使用者用駐車施設などの適切な利用を確保する等のバリアフ		

	法)」や各関係施策に基づき、公共施設等のバリアフリー化を促進します。		リー化の促進への理解と協力を行います。		
6 町内バリアフリー化情報の提供	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図るため、バリアフリーマップ・福祉マップの制作に取り組み、当事者やその家族が適切な情報が得られるように努めます。	健康福祉課 企画課	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図られるように、特に視聴覚障がいのある方に丁寧な情報提供を行います。		【障基】
7 飯豊町災害ボランティアセンターの設置・運営	災害時における広域的なボランティアの受け入れが円滑に行えるよう、その中核を担う災害ボランティアセンターの設置運営を行います。また、発災時に限らず日ごろからの仕組みづくりや研修などを実施するため「飯豊町災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」を通じて定期的に顔の見える関係づくりを構築します。	総務課 健康福祉課 (社会福祉協議会) (長井青年会議所)	災害ボランティアセンターは、社協職員のみならず、ボランティア、青年会議所、企業、関係団体等の協働を求めながら運営されるため、経験豊富な住民はその要請に応じボランティア作業に限らず運営スタッフとしても協力します。		【地防】
8 避難行動要支援者支援制度の推進	避難行動要支援者支援プランに基づき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解の下、地域で災害時の支援ができる個別避難計画を作成します。登録情報を福祉・防災部局で共有するほか、必要に応じて、消防署・警察署・消防団・社会福祉協議会・地域の自主防災組織・民生委員児童委員へ本人	総務課 健康福祉課 (自主防災組織) (社会福祉協議会) (消防署) (警察署) (民生委員児童委員協議会)	関係団体等と連携を図りながら、避難行動計画要支援者への支援対策や必要に応じて「個別支援計画」の作成について検討します。また、定期的な避難訓練や自主防災組織による安否確認訓練を取り入れ、支援実施体制の強化を図ります。		【地防】 【避支】

	同意のうえで情報提供する体制づくりを進めます。				
9 災害時協定締結による安心なまちづくり	福祉施設や民間事業者等と災害協定を締結し、災害時における高齢者や障がい者の安心なまちづくりを推進します。	総務課 (民間事業者:建設・土木、燃料販売事業者、小売事業者) (社会福祉施設)	安全な避難場所に被災者を誘導できるように施設等は出来る範囲での協力を行います。また、締結企業は関係機関と共有し、各種サービスや物資等の提供を行います。		
10 児童・生徒非行の未然防止に向けた取り組み 【新規】	学校、関係機関及び地域と連携を図り、児童生徒が非行や犯罪・トラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、道徳教育や児童生徒及び保護者を対象としたインターネット利用研修等を推進します。	教育総務課	非行や犯罪トラブルを未然に防ぐためインターネットのフィルタリングの普及や保護者による適切な管理を促すための啓発活動を PTA 等が中心となって行います。		

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【障基】・・・障がいのある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり基本計画

【障福】・・・第7期飯豊町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（第3章2）

【地防】・・・飯豊町地域防災計画

【避支】・・・飯豊町要支援者避難支援計画

4

支え合い・助け合う関係づくり



施策1 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

在宅医療と在宅介護を一体的に提供するための連携促進や、特定健康診査・特定保健指導等の保健分野と医療機関との連携強化を図ります。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 生活支援サービスの充実	在宅での生活を総合的に支援する観点から、生活支援サービス・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。また、相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障がい児保育・教育（療育支援）の充実を図ります。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や NP0、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、企業等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。		
2 保健・医療・福祉・介護の連携強化	保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制をつくります。	健康福祉課 教育総務課 国保診療所	地域住民自らが病気や要介護になったときにどのような医療・介護サービスを受けることができるのかを学び、考える機会をつくります。		
3 身近な福祉総合相談窓口の設置	複合的で複雑な課題や制度の狭間にある問題をまるごと受け入れる「福祉総合相談窓口」について、引き続き、	健康福祉課 住民課 教育総務課 地域整備課 税務会計課	最近の町内高齢者の意識調査で、福祉総合相談窓口の認知度は 65 歳以上の約 5 割にとどまっているため、窓口		

	社会福祉協議会が実施する生活困窮者自立相談支援事業の窓口（西置賜地域生活自立支援サブセンター）を活用し拡充する方法で設置し、相談支援員（地域福祉コーディネーター）を配置します。	（社会福祉協議会）	の場所・役割を住民同士で広めていきます。また、社会福祉協議会が中心となって住民と地域課題を共有し、解決を試みることができる地域づくりを進めます。		
4 障がいのある方の就労支援の充実及び障がい者雇用の促進	町内の企業等の組合や商工会と連携を図りながら啓発活動を推進するとともに各種助成制度等の周知や、事業主の理解と協力のもと、就労訓練の場の確保に努めます。また、一般就労に就くことが困難な障がいのある方に、就労に向けた能力訓練を行う施設の運営支援に加え工賃の向上を目的とした支援を強化します。	商工観光課 健康福祉課 （特別支援学校） （就労継続支援事業所） （ハローワーク） （身体障がい者福祉協会）	障がい当事者団体や関係機関が連携し、障がい者雇用（障がい者の職域の拡大及び職場環境の整備等）の促進に向けた働きかけを行います。また、山形県工賃向上計画に定める目標の実現に向けて地域の企業経営者等に仕事づくりに関する理解を広めます。		第5期山形県工賃向上計画
5 生活保護制度の適正実施	援護を必要とする世帯の実情とニーズを把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。	健康福祉課 （福祉事務所（県））	受給者が社会とのつながりがなくなり孤立することのないように地域福祉推進委員や民生委員等の関わりにより、地域とのつながりを構築します。		
6 自殺対策の推進とゲートキーパーの養成	自殺対策として「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みにより、だれもが必要な	健康福祉課 教育総務課 商工観光課 （保健所（県））	住民やボランティアがゲートキーパー講習会に参加することにより、適切な声のかけ方		【自対】

	支援を受けられるようにその機会の確保に努めます。また、自殺の防止のための取り組みとして保健・福祉・医療・教育・商工等の関係施策、関係機関との連携強化を図ります。		を習得し、それを実践することで適切な支援に迅速につながります。		
7 在宅医療に伴う日常生活用具の給付	高齢者や障がい者、小児慢性特定疾病児童に対し、在宅医療に必要な用具の給付を行います。	健康福祉課	在宅医療の普及を図るための啓発活動に協力します。		
8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築するため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。また、精神障がいを持つ方等の家族にとって、必要な時に適切な支援を受けられる体制づくりを進めます。	健康福祉課 (精神保健福祉センター(県))	町が配布するチェックシートを活用し病状悪化を未然に予防します。		【障福】
9 在宅医療・介護連携の推進	在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携強化に努めます。	健康福祉課 国保診療所	在宅医療や介護の現状を学び、理解を深めるための啓発活動に積極手に参加します。		

10 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の通いの場で口腔ケアや疾病予防等の健康指導や相談を行うことで、健康づくりの支援を図ります。また、データをもとに特定の疾病や健康問題のリスクがある人に対し必要な支援を行います。	健康福祉課 住民課	老人クラブやサロン活動、地域の居場所等で専門職による出前講座や指導の機会を積極的につくり、参加者の健康状態(フレイル状態)を定期的にチェックします。		【健康】
-------------------------	--	--------------	--	--	------

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【障福】・・・第7期飯豊町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

【健康】・・・健康いいで21

【自対】・・・いのち支える飯豊町自殺対策計画

【工賃】・・・第5期山形県工賃向上計画

施策2 見守り・支援体制の充実

子どもから大人まで幅広く支援を必要とする人に対する見守りについて、住民、民生委員児童委員、飯豊町社会福祉協議会をはじめ、団体や民間事業者との連携により見守りネットワークを充実します。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 民生委員児童委員定例会への参加等	住民の困りや変化など、福祉ニーズの吸い上げを行う場として、月1回行われる民生委員児童委員の各地区定例会への出席を通じ、福祉サービスが必要な世帯の早期把握に努めます。	健康福祉課 (民生委員児童委員協議会) (社会福祉協議会)	社会福祉協議会における地域福祉推進委員制度との連携、情報の共有を図ります。		
2 見守り・助け合いネットワークづくり	飯豊町社会福祉協議会や民生委員児童委員と連携し、概ね75歳以上の単身高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを重層的に進めます。	健康福祉課 企画課 (民生委員児童委員協議会) (社会福祉協議会)	民生委員等を中心に地域の高齢者世帯の生活状況等を日常的な見守り活動を通じて把握し、問題や異変を見つけた場合、相談を受けて解決策を考えたり、町への橋渡しを行います。		
3 単身高齢者等の見守り支援	単身高齢者等に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の見守りと生活不安の解消を図ります。	健康福祉課 (事業者)	緊急通報装置の貸与事業について周知を図るほか、近隣者は緊急時において救急車両対応等の協力を行います。		飯豊町緊急通報装置貸与要綱
4 被保護者の社会的、経済的な自立への強化促進	自立・就労支援のための自立支援プログラムを活用し、個別支援の強化に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	貧困家庭の大人にとっての居場所として就労先の確保は勿論、ボランティアの場づくりを社会福祉協議会が中心となって社会生活の自立という視点から進めていきます。	自立支援プログラム事業の全額国庫補助負担化	

5 生活福祉資金等の各種制度の周知	低所得世帯等の自立促進のための資金貸付とあわせソーシャルワークの実践を目的とした山形県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度と飯豊町社会福祉協議会が行う福祉更生資金貸付制度の周知を図ります。	(社会福祉協議会)	高い金利での借入れを受ける前に当該制度の利用について検討します。		
6 地域共生社会の実現に向けた地域づくり	介護・子ども・障がい・生活困窮の4分野における「地域づくり」関連の事業を一つにまとめて実施することで、制度の狭間に置かれていた当事者に対して、行政と地域住民が協働しながら柔軟なサポートをしていくことを目指します。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会)	地域住民が町や関係機関と連携し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の開拓を行うほか、地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります。		
7 ひきこもり問題に関する相談支援（参加支援）	ひきこもりの問題を抱えている本人、家族等からの相談に対し、専門的支援機関等と連携を図りながら「オーダーメイド型」の支援に向けて、ケースに応じて連携すべき関係機関を組み合わせコーディネートする窓口（主体的な役割を担う機関）を特定し住民への発信を行います。	健康福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会) (NPO 法人)	当事者だけでなく家族等が孤立しないよう地域の理解を深め、支援を求める人が声を上げやすい窓口の明確化等の環境づくりとともに、家族会等の情報交換の場づくりを社会福祉協議会等が中心となって検討します。		

8 子どもの貧困対策と子ども食堂事業の推進 具体的な取り組み 6	貧困対策や地域交流の拠点として子どもの育ちを支援する重要な役割を果たしている子ども食堂の立ち上げを支援します。なお、子どもだけではなく、子育て中の親やボランティアの高齢者・ひきこもりの若者等にとっての居場所づくりという観点から、子育て支援・介護予防・虐待予防等多くの機能を持った地域食堂の取り組みも含めその活動を支援します。	健康福祉課 教育総務課 社会教育課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	地域住民やボランティア団体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたち（地域の若者や高齢者等）に食事を提供するコミュニティの場の立ち上げを早期に行います。なお、立ち上げ・運営にあたっては積極的に助成金や補助金の活用を図り、企業からの寄付や住民ボランティアの参加を得て実施する観点から社会福祉協議会が中心となって支援します。		
9 特殊詐欺の被害防止に向けた関係機関と連携した取り組み	郵便局や金融機関等と連携し、高齢者や障がい者等が特殊詐欺の被害に遭わないように、防犯機能付き電話の導入を支援するほか、日常的な場面における見守りネットワークを強化します。	住民課 健康福祉課 商工観光課 (警察署) (社会福祉協議会) (消費生活センター)	高齢者を対象に特殊詐欺被害防止教室の実施及び特殊詐欺被害防止機器の普及促進を図ります。また、金融機関やコンビニ等に対する対策強化など住民同士で声かけ等を実施します。		飯豊町消費者安全確保地域協議会設置要綱
10 外出中に行方不明になる高齢者等に対応する見守り・SOS ネットワークの強化 【新規】	外出中に行方不明になる高齢者等の早期発見に対応するため警察署や地域住民による見守りのためのネットワークの強化を図ります。	健康福祉課 (警察署)	外出中に行方不明になる高齢者等の家族は、飯豊町お出かけ見守り事前登録を利用します。また、発見したときは穏やかに声をかけ、保護する地域包括支援センターや警察署にできるだけ詳しい情報を提供します。		飯豊町お出かけ見守り事前登録事業実施要綱

11 障がいのある児童に対する重層的な支援体制の構築	発達障がいのある児童の増加に伴い、児童発達支援事業所や医療機関への紹介を行うとともに臨床心理士の相談事業や保育所等訪問支援を実施します。また、児童発達支援事業所等、関係機関同士の連携強化にも努めます。	健康福祉課 教育総務課	子どもの発達や行動に心配なことがあった際は、保育士や保健師、医療機関等へ相談し、町の子育て相談事業（臨床心理士）を利用します。		
12 児童における医療的ニーズへの対応等	医療的ケア児支援のため、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議体の設置を検討します。また、重度の心身障がい児等を支援する発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などを図るコーディネーターの配置についてもあわせて検討します。	健康福祉課 教育総務課 (児童相談所)	住民同士で「健康福祉課（こども家庭センター）」等へのつなぎを行います。		
13 社会福祉法人連絡会活動の推進	社会福祉を目的とする法人のつながりを構築することにより地域における公益的な取り組みの推進だけでなく、合同による研修や質の高いサービスの構築につなげていきます。	健康福祉課 (社会福祉法人)	社会福祉法人同志のつながりを深め、地域住民とともに地域づくり（地域における公益的取り組み）を進めます。		

14 婚活支援	結婚のみならず、多様な家族観や自分らしい生き方を後押しできるよう、多様性や寛容さへの意識の醸成に努めます。	企画課 (県)	自治体や関係団体などが主催するイベントや事業に参加して、出会いや交流を図ります。「やまがた縁結びたい」などのボランティアによる仲人活動に協力します。		
15 Iターン・Uターンの促進 【新規】	飯豊で幸せになる条例による住宅取得等の奨励措置を実施し、I・Uターンを促進します。また、空き家や住宅団地を活用した移住支援を行います。	企画課	本人のニーズに沿って地域と深く関われる機会づくりを集落ごとに自治会長等が中心となって行います。		飯豊で幸せになる条例
16 ゴミ屋敷等への福祉的支援 【新規】	住民からの困りごとの相談に随時対応し、必要に応じ当事者の介護支援・精神的支援・経済的支援につなげていきます。	住民課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	ゴミ屋敷化している世帯が地域から孤立しないように、地域が相談支援機関と連携して見守りや声かけを行います。また、心身の状態から片付けできない場合、経済的な理由で業者に依頼できない場合は住民有志によるボランティアでの対応を進めていきます。		

施策3 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

子どもから大人まで複雑化・複合化する福祉ニーズや、制度の狭間の問題等、個人や世帯の抱える問題に寄り添いながら、必要に応じてアウトリーチ、伴走型による支援、多機関の協働による支援を行う体制を構築します。

事業名	飯豊町の 取り組み内容	主担当	地域や住民が 取り組む内容	国等へ 要望等	関連 計画
1 共生型サービス制度の普及等	障害福祉サービスと介護保険サービスの同時提供として、介護保険の地域密着型通所介護サービスを提供する事業所が、障害福祉サービスの生活介護や自立訓練等を提供可能とする共生型サービス制度の周知に努めます。	健康福祉課 (介護保険指定事業所) (障害福祉サービス指定事業所)	介護保険事業者は、提供できるサービスの幅が広がる共生型サービスの提供について検討します。		
2 要援護者ニーズ把握	社会福祉協議会等の関係機関や民生委員児童委員との連携及び要援護者への訪問等を通じて、地域の要援護者のニーズ把握に努めます。	健康福祉課 (社会福祉協議会) (民生委員児童委員協議会)	要援護者の声が施策に反映されるように町や社会福祉協議会が実施する各種調査に協力します。		
3 地域福祉コーディネーターの育成・配置	複雑・複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題を解決に導く「つなぎ役」としての社会福祉協議会に「地域福祉コーディネーター」を配置します。	総務課 健康福祉課 (社会福祉協議会)	住民は地域福祉コーディネーター等と連携し地域におけるニーズや生活課題を洗い出し、その解決に向けて行動します。		
4 包括的な支援体制整備	包括的な支援体制の整備に関して現在行っている取り組みで十分包括的な支援体制を整備できているかの検証と併せて、重層的支援体制整備事業の実施について社会福祉協議会と一体的に検討します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	当事者を含む住民は「地域共生社会」の単なる担い手ではなく、話し合いを重ね、地域のありようを決める主体であるという意識を持ち続け、行動します。	重層事業 の実務面 (交付金 関係)で の手続き 等の緩和	

5 空き家対策の強化 【新規】	所有者等の自主的な管理を促すとともに、空き家の利活用に向けて空き家バンク制度や地域の拠点づくり補助事業、除却補助事業を継続します。また、新たに住んでいるときから住宅の今後を考えていただく空き家になる前の対策を強化します。	地域整備課	所有者等は住宅が個人の資産であるとともに、その管理が地域の方々の暮らしに影響を及ぼすものであるかを確認します。(周囲に影響を及ぼしている、または及ぼす恐れのある空き家の所有者等に、直接連絡が取れる場合は改善を依頼し連絡が取れない場合は町に連絡することになります)	空き家対策総合支援事業の充実	【空家】
6 飼い主とペットを取り巻く問題への対応 【新規】	家族の一員として飼育するペットの終生飼養をサポートします。	住民課 (社会福祉協議会)	生活困窮等で飼養困難となったペットの一時預かりや譲渡までの保護を民間(ボランティア)の協力を得ながら実施する環境を構築します。(ex 地域ネコ)		
7 多機関協働による資源開発の仕組み 【新規】	既存の仕組みでは解決できない事例に対し、部門横断的に対応を検討するため庁内連携による「飯豊町ライフステージサポート委員会」を定期的に開催します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)	地域支え合い推進員との連携により、住民が主体的に地域資源(地域にあるサービスや活動)を共有し合い、「こんなものがあったら助かる」「あったらいいな」という意見を出し合い、地域の課題の解決を目指します。		

【関連計画欄の記載は、それぞれ以下の計画等の略称を示しています。】

【空家】・・・飯豊町空家等対策計画